（介護保険法施行規則附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額の一部改正）

第十五条　介護保険法施行規則附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（平成十八年厚生労働省告示第四百七号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。
区分	額	区分	額
一　（略）	一日につき六百八十円	一　（略）	一日につき六百五十円
（略）	（略）	（略）	（略）

（厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第十六条　厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～三の五　（略）	一～三の五　（略）
四　訪問介護費における介護職員等処遇改善加算の基準	四　訪問介護費における介護職員等処遇改善加算の基準
イ　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	イ　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)～(10)　（略）	(1)～(10)　（略）
ロ　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	（新設）
(1)　イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	
(2)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	
(一)　公益社団法人国民健康保険中央会（昭和三十四年一月一日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム（以下「ケアプランデータ連携システム」という。）を利用していること。	
(二)　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百二十八条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）に所属していること。	
ハ　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	（新設）
ニ　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
(1)　イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	
(2)　ロ(2)に掲げる基準に適合すること。	
ホ・ヘ　（略）	ロ　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
	ハ・ニ　（略）